四街道市広告モニター設置事業仕様書

平成29年6月5日

1、広告モニター設置事業の概要

市と協定を締結した広告事業を取り扱う事業者(以下、「広告取扱事業者」という。)が民間等の広告及び行政情報を放映できる広告モニター(以下「モニター」という。)を製作、設置、維持管理するとともに、広告主を募集し、広告の作成及び放映等を行う事業。

2、モニター設置場所

- ①四街道市文化センター(別紙設置位置図参照)
- ②四街道総合公園体育館(")

3、モニターの規格等について

- (1)モニターの大きさは、設置場所に適したサイズとする。
- (2) 音量調整機能付きとする。
- (3)タイマーにより、電気の入切制御ができるものとする。
- (4) 広告と行政情報を繰り返し流せる仕様のものとする。
- (5) 行政情報は、災害等の緊急情報の放映ができる仕様のものとする。
- (6) 行政情報のデータの移行は、USB 等で容易に行える仕様とする。
- (7) モニターは床に設置し、本体と床をアンカーボルト等で固定し、地震や衝撃等があった場合でも容易に転倒しないように設置すること。
- (8) モニターの撤去時には、施工面(床、壁)は原形復旧するものとする。
- (9)本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- (10)環境に配慮した設計とすること。

4、モニターの運用について

- (1) 広告主及び広告の内容については、事前に市の承認を得てから放映すること。
- (2)広告の音声については出力しない。(音を出さない。)
- (3)行政情報のフォーマットは、市の要望を反映できるように事前に打合せを行うこと。
- (4) 行政情報の作成、データの移行は、原則、市で行う。
- (5) 行政情報の製作、データの移行を行うためのソフトと端末を各施設ごとに1式貸与すること。
- (6) 定期メンテナンスを行い、破損、汚損等がある場合は、その都度補修等の対応を行うものとする。

5、事業計画

本事業の全体計画及び広告モニターの仕様の詳細、設置に係る施工管理については、事前に 市及び施設管理者(指定管理者等)と協議の上、計画書を提出するものとする。

6、その他

- (1)モニター本体には、広告の放映内容等に係る問い合わせ先が広告取扱事業者である旨の記載を表示するものとする。
- (2)モニターの転倒事故等があった場合は、広告取扱事業者が一切の責任を負うこと。
- (3)その他、本仕様書に定めるもののほか、四街道市広告取扱事業者(広告モニター設置事業) 募集要領、四街道市広告モニター設置要領、四街道市広告事業実施要綱、四街道市広告掲載 規準を遵守し、それらに明記されていない細部の事項については、市の指示に従うこと。